

## 令和7年第5回相馬市議会12月定例会提出案件について

### ①提出議案

|                          |      |
|--------------------------|------|
| ○人事案件                    | 1 件  |
| (教育長1件)                  |      |
| ○条例の廃止                   | 1 件  |
| ○条例の制定                   | 1 件  |
| ○条例の一部改正                 | 2 件  |
| ○調停の申立て(訴えの提起を含むもの)      | 1 件  |
| ○公の施設の指定管理者の指定           | 4 件  |
| ○令和7年度補正予算               |      |
| (一般会計1件、特別会計3件、公営企業会計1件) | 5 件  |
| 計                        | 15 件 |

### ②報告

|                 |     |
|-----------------|-----|
| ○専決処分報告(損害賠償2件) | 2 件 |
| 計               | 2 件 |

## 令和7年第5回相馬市議会12月定例会提出案件について

### ①提出議案

| NO. | 提 出 案 件                                   | 摘 要    |
|-----|-------------------------------------------|--------|
| 1   | 相馬市教育委員会教育長の任命について                        | 議案第74号 |
| 2   | 相馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について          | 議案第75号 |
| 3   | 相馬市空家等対策協議会設置条例の制定について                    | 議案第76号 |
| 4   | 相馬市公告式条例の一部を改正する条例について                    | 議案第77号 |
| 5   | 相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について | 議案第78号 |
| 6   | 民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について          | 議案第79号 |
| 7   | 公の施設の指定管理者の指定について                         | 議案第80号 |
| 8   | 公の施設の指定管理者の指定について                         | 議案第81号 |
| 9   | 公の施設の指定管理者の指定について                         | 議案第82号 |
| 10  | 公の施設の指定管理者の指定について                         | 議案第83号 |
| 11  | 令和7年度相馬市一般会計補正予算（第5号）                     | 議案第84号 |
| 12  | 令和7年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）               | 議案第85号 |
| 13  | 令和7年度相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）              | 議案第86号 |
| 14  | 令和7年度相馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）                 | 議案第87号 |
| 15  | 令和7年度相馬市下水道事業会計補正予算（第2号）                  | 議案第88号 |

### ②報告

| NO. | 提 出 案 件     | 摘 要    |
|-----|-------------|--------|
| 1   | 専決処分の報告について | 報告第23号 |
| 2   | 専決処分の報告について | 報告第24号 |

## 令和7年第5回相馬市議会12月定例会提出案件について

### ① 提出議案

#### 1 議案第74号 相馬市教育委員会教育長の任命について【総務部】

ふくち ひろゆき  
福地 裕之 氏が令和8年1月4日をもって任期満了を迎えるため、引き続き同氏を任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

#### 2 議案第75号 相馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について【民生部】

「住民基本台帳法」の改正に伴い、本年12月28日をもって、すべての住民基本台帳カードが有効期限を迎えるため条例を廃止するもので、本年12月29日から施行するものです。

#### 3 議案第76号 相馬市空家等対策協議会設置条例の制定について【建設部】

特定空家等の認定に関し、「地方自治法」第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、「相馬市空家等対策協議会」を設置するため条例を制定するもので、公布の日から施行するものです。

#### 4 議案第77号 相馬市公告式条例の一部を改正する条例について【総務部】

条例、規則その他の規程の公布に関し、掲示場の数を削減し、事務の効率化を図るため条例を改正するもので、令和8年1月1日から施行するものです。

#### 5 議案第78号 相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について【企画政策部】

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用を行う事務を追加するため条例を改正するもので、公布の日から施行するものです。

#### 6 議案第79号 民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について【建設部】

正当な理由がなく滞納している市営住宅使用料等の支払について民事調停を申し立てるとともに、当該民事調停が不成立等の場合において、市営住宅の明渡し及び滞納市営住宅使用料等の支払を求める訴えの提起を行うた

め、「地方自治法」第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

**7 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について【保健福祉部】**

相馬市中央児童センター及び相馬市中央児童センター放課後児童クラブの指定管理者として、「特定非営利活動法人 ふれあいサポート館アトリエ」を指定いたしたく、「地方自治法」第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

**8 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について【保健福祉部】**

相馬市川原町児童センター及び相馬市川原町児童センター放課後児童クラブの指定管理者として、「社会福祉法人 報徳会」を指定いたしたく、「地方自治法」第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

**9 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について【保健福祉部】**

相馬市東部子ども公民館及び相馬市立中村第二小学校放課後児童クラブの指定管理者として、「社会福祉法人 報徳会」を指定いたしたく、「地方自治法」第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

**10 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について【保健福祉部】**

相馬市西部子ども公民館及び相馬市西部子ども公民館放課後児童クラブの指定管理者として、「社会福祉法人 報徳会」を指定いたしたく、「地方自治法」第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

**11 議案第84号 令和7年度相馬市一般会計補正予算（第5号）【総務部】**

今回の補正は、社会資本整備総合交付金事業、小学校改修事業及び中学校改修事業等に要する経費の変更に伴い、1,121,358千円を増額し、補正後の予算総額を19,341,457千円とするものです。

**12 議案第85号 令和7年度相馬市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）【民生部】**

今回の補正は、人件費の増額に伴い、13千円を増額し、補正後の予算総額を3,724,325千円とするものです。

**13 議案第86号 令和7年度相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）【民生部】**

今回の補正は、大口の還付金が発生したこと等に伴い、306 千円を増額し、補正後の予算総額を 526,201 千円とするものです。

#### **14 議案第 87 号 令和 7 年度相馬市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）**

##### **【保健福祉部】**

今回の補正は、人件費の増額に伴い、1,189 千円を増額し、補正後の予算総額を 4,254,073 千円とするものです。

#### **15 議案第 88 号 令和 7 年度相馬市下水道事業会計補正予算（第 2 号）**

##### **【建設部】**

今回の補正のうち、収益的収支は、マンホールの修繕費等の増額に伴い、収入、支出それぞれ 3,357 千円を増額し、補正後の収益的収入予算総額を 1,280,129 千円、収益的支出予算総額を 1,273,664 千円とするものです。

また、資本的収支は、マンホールポンプのポンプ交換等による増額に伴い、収入、支出それぞれ 15,594 千円を増額し、補正後の資本的収入予算総額を 339,210 千円、資本的支出予算総額を 702,193 千円とするものです。

なお、支出に対し不足する収入額は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。

## **②報告**

### **1 報告第 23 号 専決処分の報告について【産業部】**

本年 8 月 21 日に発生した事故に対する損害賠償について、去る 9 月 22 日和解したので「地方自治法」第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、同条第 2 項の規定により報告するものです。

（1）損害賠償額 259,878 円

相手方 個人

（2）損害賠償額 0 円

相手方 個人

### **2 報告第 24 号 専決処分の報告について【総務部】**

本年 9 月 5 日に発生した事故に対する損害賠償について、去る 10 月 29 日和解したので「地方自治法」第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分し、同条第 2 項の規定により報告するものです。

・損害賠償額 14,850 円（うち保険補てん額 14,850 円）

・相手方 法人